

外国人雇用管理セミナー
「特定技能制度について」

令和7年2月19日（水）
福岡出入国在留管理局

- 1 運用状況
- 2 対象分野・業務区分
- 3 対象分野の追加
- 4 就労開始までの流れ
- 5 支援
- 6 受入れ機関
- 7 登録支援機関
- 8 届出
- 9 その他のお知らせ

※出ムの一
入ペでジ
本一すを
日在ジ。ご
使留か詳覧
用管ら細く
す理抜はだ
る庁粹ホさ
資のしーい。
料ホたム
は一もペ

特定技能制度の受入れ見込数の再設定（令和6年3月29日閣議決定）

受入れ見込数の再設定

- 特定技能制度の運用に関する基本方針（閣議決定）において、「分野別運用方針において、当該分野における向こう5年間の受入れ見込数について示し、人材不足の見込数と比較して過大でないことを示さなければならない。」と定め、分野別運用方針（閣議決定）において、分野ごとの受入れ見込数を記載。
- 制度開始時に設定した、令和元年度から5年間の受入れ見込数の期限が、令和5年度末に到来。
- 令和6年3月29日、各分野の人手不足状況等を踏まえ、令和6年4月から5年間の受入れ見込数を設定（関係閣僚会議決定・閣議決定による分野別運用方針の変更）。

受入れ見込数の算出方法

- 各分野において、5年後（令和10年度）の産業需要等を踏まえ、以下の計算で算出。

$$\text{受入れ見込数} = \text{5年後の人手不足数} - (\text{生産性向上} + \text{国内人材確保})$$

令和6年4月からの受入れ見込数等

(人)

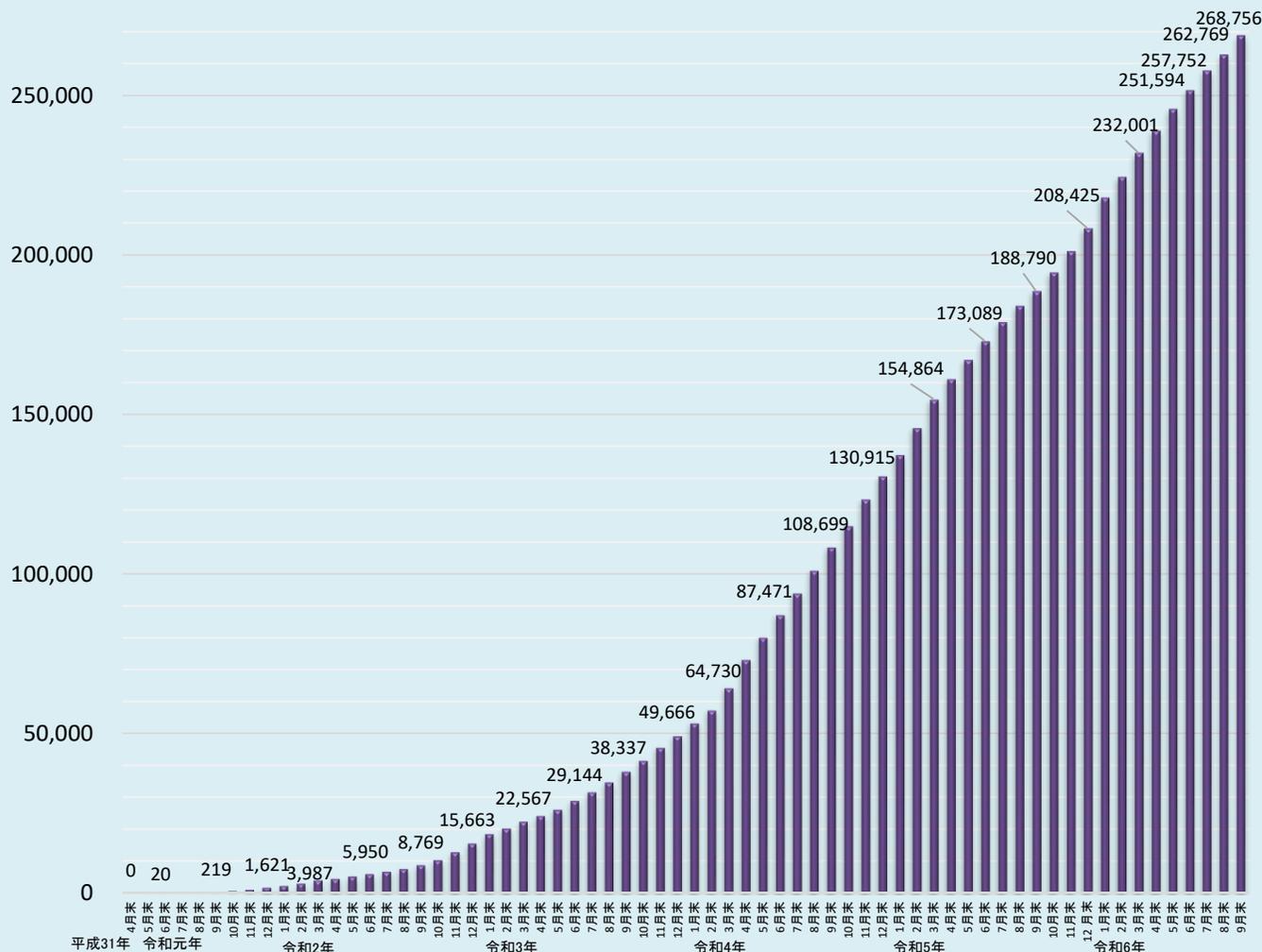
	介護	ビルクリーニング	工業製品製造業	建設	造船・船用工業	自動車整備	航空	宿泊	農業	漁業	飲食料品製造業	外食業	自動車運送業	鉄道	林業	木材産業	合計
特定技能1号在留者数 (令和5年12月末現在：速報値)	28,400	3,520	40,069	24,433	7,514	2,519	632	401	23,861	2,669	61,095	13,312					208,425
制度開始時の受入れ見込数	60,000	37,000	31,450	40,000	13,000	7,000	2,200	22,000	36,500	9,000	34,000	53,000					345,150
令和5年度末までの受入れ見込数 (※1)	50,900	20,000	49,750	34,000	11,000	6,500	1,300	11,200	36,500	6,300	87,200	30,500					345,150
令和6年4月から5年間の受入れ見込数 (※2)	135,000	37,000	173,300	80,000	36,000	10,000	4,400	23,000	78,000	17,000	139,000	53,000	24,500	3,800	1,000	5,000	820,000

※1 コロナ禍の影響による大きな経済情勢の変化を踏まえ、令和4年8月に見直した受入れ見込数。

※2 受入れ見込数が増加することを踏まえ、受入れ機関が地域における外国人との共生社会の実現のため寄与することが当該機関の責務であること等を明記（基本方針に追記）。

特定技能1号在留外国人数(令和6年9月末現在:速報値)

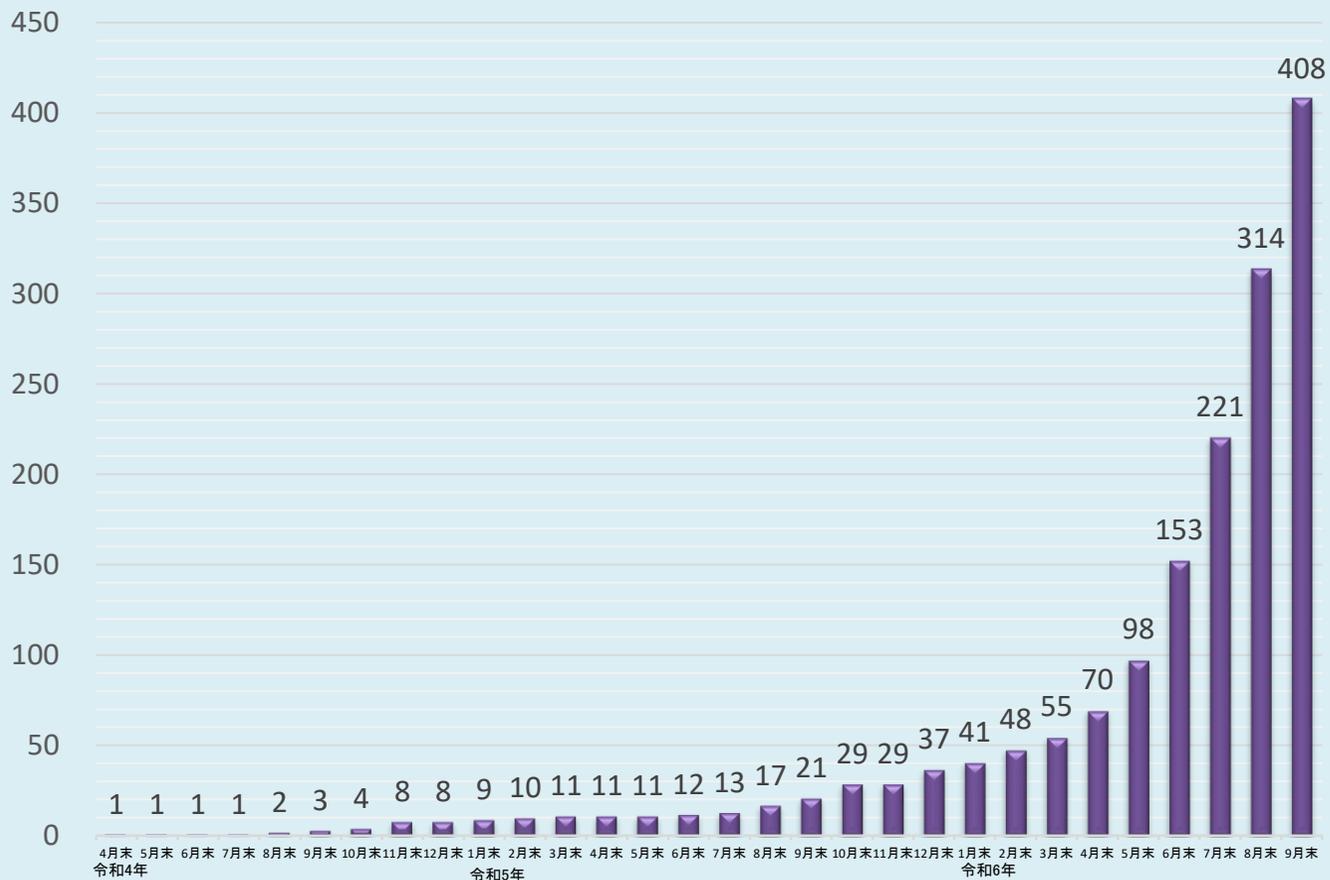
特定技能1号在留外国人数 268,756人



分野	人数
介護	40,594人
ビルクリーニング	5,296人
工業製品製造業	45,054人
建設	34,896人
造船・船用工業	9,338人
自動車整備	2,977人
航空	1,058人
宿泊	548人
農業	29,384人
漁業	3,354人
飲食料品製造業	72,344人
外食業	23,913人

特定技能2号在留外国人数(令和6年9月末現在:速報値)

特定技能2号在留外国人数 408人



分野	人数
ビルクリーニング	2人
工業製品製造業	51人
建設	126人
造船・船用工業	50人
宿泊	2人
農業	57人
漁業	1人
飲食料品製造業	68人
外食業	51人

(注)「特定技能2号」の在留資格は令和4年4月に初めて許可。

特定技能制度運用状況③

特定技能在留外国人数(令和6年9月末現在:速報値)

特定技能在留外国人数 269,164人(注2)

都道府県別特定技能在留外国人数

都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
在留数	12,542	1,261	1,807	2,507	481	1,272	1,894	13,615	5,030	8,422	16,778	16,205	16,537	15,197	2,201	2,415	2,707	1,535	2,038	5,860	6,292	8,122	21,670	5,893
構成比	4.7%	0.5%	0.7%	0.9%	0.2%	0.5%	0.7%	5.1%	1.9%	3.1%	6.2%	6.0%	6.1%	5.6%	0.8%	0.9%	1.0%	0.6%	0.8%	2.2%	2.3%	3.0%	8.1%	2.2%
都道府県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	未定・不詳
在留数	3,167	5,348	17,663	9,481	1,793	971	612	780	4,447	9,226	2,395	1,199	4,105	3,703	1,159	9,374	1,863	2,753	5,308	2,274	1,923	3,864	2,648	827
構成比	1.2%	2.0%	6.6%	3.5%	0.7%	0.4%	0.2%	0.3%	1.7%	3.4%	0.9%	0.4%	1.5%	1.4%	0.4%	3.5%	0.7%	1.0%	2.0%	0.8%	0.7%	1.4%	1.0%	0.3%

特定産業分野別特定技能在留外国人数

分野	介護	クリーニング	ビル	工業製品製造業	建設	造船・船用工業	自動車整備	航空	宿泊	農業	漁業	飲食品製造業	外食業
在留数	40,594	5,298	45,105	35,022	9,388	2,977	1,058	550	29,441	3,355	72,412	23,964	
構成比	15.1%	2.0%	16.8%	13.0%	3.5%	1.1%	0.4%	0.2%	10.9%	1.2%	26.9%	8.9%	

国籍・地域別特定技能在留外国人数

国籍・地域	ベトナム	インドネシア	フィリピン	ミャンマー	中国	ネパール	カンボジア	タイ	その他
在留数	130,351	49,499	27,002	23,163	16,820	6,124	5,790	5,400	5,015
構成比	48.4%	18.4%	10.0%	8.6%	6.2%	2.3%	2.2%	2.0%	1.9%

(注1)小数点第二位で四捨五入。

(注2)「特定技能2号」の許可を受けて在留する者(408人)を含む。

特定技能制度運用状況④

技能試験及び日本語試験の実施状況について(令和6年6月末現在)(速報値)(注1)

技能試験	実施国	受験者数(人)		合格者数(人)									
		令和6年6月末		令和6年6月末		令和5年12月末		令和5年6月末					
介護(注2)	国内・海外12か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ネパール・ モンゴル・ミャンマー・タイ・ベトナム・スリランカ・ インド・ウズベキスタン・バングラデシュ	118,234	特定技能1号	118,234	87,371	特定技能1号	87,371	72,018	特定技能1号	72,018	56,138	特定技能1号	56,138
			特定技能2号			特定技能2号			特定技能2号			特定技能2号	
ビルクリーニング	国内・海外5か国 フィリピン・カンボジア・ インドネシア・ミャンマー・タイ	10,859	特定技能1号	10,829	9,104	特定技能1号	9,101	6,340	特定技能1号	6,340	3,749	特定技能1号	3,749
			特定技能2号	30		特定技能2号	3		特定技能2号	0		特定技能2号	0
工業製品製造業	国内・海外4か国 フィリピン・インドネシア・ネパール・タイ	6,638	特定技能1号	6,014	1,272	特定技能1号	947	1,070	特定技能1号	913	829	特定技能1号	829
			特定技能2号	624		特定技能2号	325		特定技能2号	157		特定技能2号	0
建設	国内・海外12か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ネパール・ モンゴル・ミャンマー・タイ・ベトナム・スリランカ・ インド・ウズベキスタン・バングラデシュ	5,753	特定技能1号	4,490	1,973	特定技能1号	1,853	1,581	特定技能1号	1,581	1,275	特定技能1号	1,275
			特定技能2号	1,263		特定技能2号	120		特定技能2号	0		特定技能2号	0
造船・船用工業	国内・海外1か国 フィリピン	324	特定技能1号	233	299	特定技能1号	214	249	特定技能1号	197	160	特定技能1号	160
			特定技能2号	91		特定技能2号	85		特定技能2号	52		特定技能2号	0
自動車整備	国内・海外2か国 フィリピン・ベトナム	4,924	特定技能1号	4,924	3,365	特定技能1号	3,365	2,543	特定技能1号	2,543	1,918	特定技能1号	1,918
			特定技能2号	0		特定技能2号	0		特定技能2号	0		特定技能2号	0
航空	国内・海外5か国 フィリピン・インドネシア・ネパール・ モンゴル・スリランカ	4,850	特定技能1号	4,850	3,066	特定技能1号	3,066	2,240	特定技能1号	2,240	1,530	特定技能1号	1,530
			特定技能2号	0		特定技能2号	0		特定技能2号	0		特定技能2号	0
宿泊	国内・海外7か国 フィリピン・インドネシア・ネパール・ミャンマー・ ベトナム・スリランカ・インド	12,632	特定技能1号	12,599	6,698	特定技能1号	6,694	5,217	特定技能1号	5,217	4,644	特定技能1号	4,644
			特定技能2号	33		特定技能2号	4		特定技能2号	0		特定技能2号	0
農業	国内・海外12か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ネパール・ モンゴル・ミャンマー・タイ・ベトナム・スリランカ・ インド・ウズベキスタン・バングラデシュ	64,516	特定技能1号	63,890	56,743	特定技能1号	56,555	49,114	特定技能1号	49,102	37,645	特定技能1号	37,645
			特定技能2号	626		特定技能2号	188		特定技能2号	12		特定技能2号	0
漁業	国内・海外1か国 インドネシア	2,310	特定技能1号	2,310	1,403	特定技能1号	1,403	1,107	特定技能1号	1,107	732	特定技能1号	732
			特定技能2号	0		特定技能2号	0		特定技能2号	0		特定技能2号	0
飲食料品製造業	国内・海外2か国 フィリピン・インドネシア	99,823	特定技能1号	99,415	68,861	特定技能1号	68,713	58,892	特定技能1号	58,892	49,227	特定技能1号	49,227
			特定技能2号	408		特定技能2号	148		特定技能2号	0		特定技能2号	0
外食業	国内・海外7か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ネパール・ ミャンマー・タイ・スリランカ	106,181	特定技能1号	105,889	71,728	特定技能1号	71,615	56,749	特定技能1号	56,749	39,432	特定技能1号	39,432
			特定技能2号	292		特定技能2号	113		特定技能2号	0		特定技能2号	0
合計		437,044	特定技能1号	433,677	311,883	特定技能1号	310,897	257,120	特定技能1号	256,899	197,279	特定技能1号	197,279
			特定技能2号	3,367		特定技能2号	986		特定技能2号	221		特定技能2号	0

日本語試験	実施国	受験者数(人)		合格者数(人)		合格者数(人)		
		令和6年6月末		令和6年6月末		令和5年12月末		
日本語基礎テスト (JFT Basic)	国内・海外11か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ネパール・ モンゴル・ミャンマー・タイ・スリランカ・インド・ ウズベキスタン・バングラデシュ	205,964		86,726		73,055		49,119

(注1) 受験者数及び合格者数には、令和6年6月末までに実施し、結果が公表された技能試験及び日本語試験を計上している(令和6年10月末時点で速報値を更新。)

(注2) 介護分野の介護日本語評価試験については、受験者数及び合格者数に計上していない。

制度概要 ①在留資格について

- **深刻化する人手不足への対応**として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）
- **特定技能1号**：特定産業分野に属する**相当程度の知識又は経験を必要とする技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
 在留者数：268,756人（令和6年9月末現在、速報値）
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する**熟練した技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
 在留者数：408人（令和6年9月末現在、速報値）

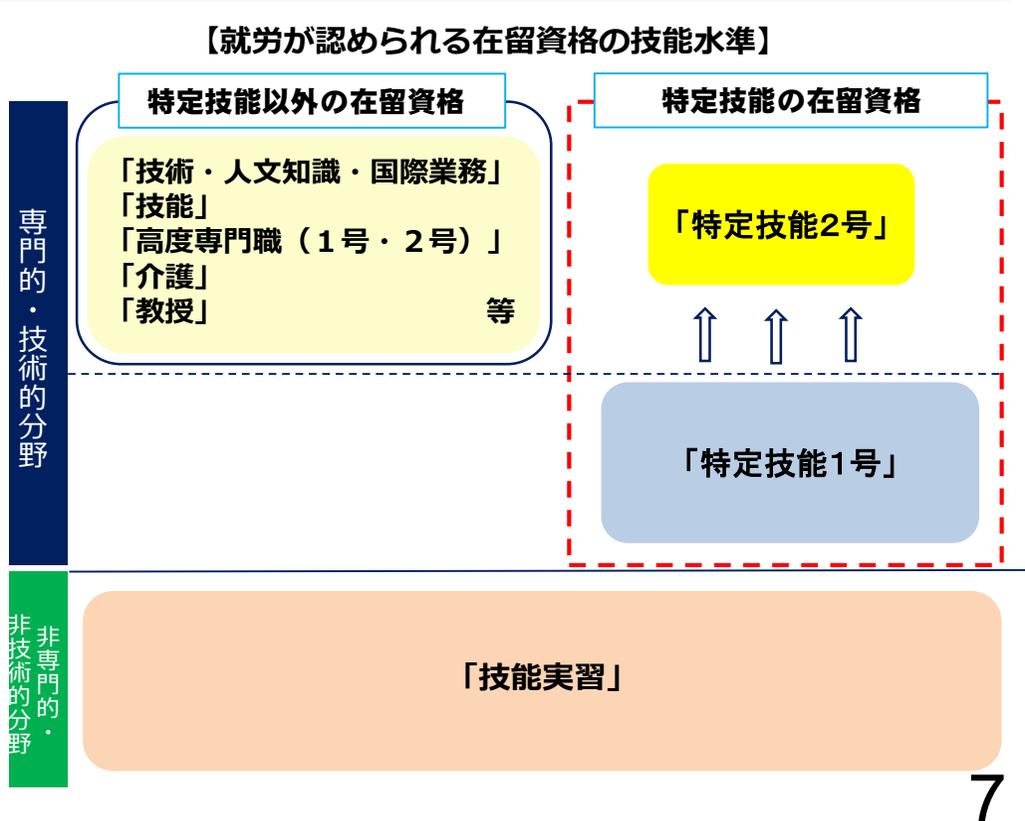
特定産業分野：介護、**ビルクリーニング**、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、（16分野）**農業**、**漁業**、**飲食料品製造業**、**外食業**、林業、木材産業
 （赤字は特定技能1号・2号でも受入れ可。黒字は特定技能1号のみで受入れ可。）

特定技能1号のポイント

在留期間	1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新（通算で上限5年まで）
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	試験（N4等）で確認（技能実習2号修了者は免除） ※介護、自動車運送業（タクシー・バス）及び鉄道（運輸係員）分野は別途要件あり
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能2号のポイント

在留期間	3年、1年又は6か月ごとの更新（更新回数に制限なし）
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験での確認なし（漁業及び外食業分野（N3）を除く。）
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外



特定技能1号の対象分野及び業務区分一覧

	分野	1 人手不足状況	2 人材基準		3 その他重要事項	
		受入れ見込数 (5年間の上限)	技能試験	日本語試験	従事する業務	雇用形態
厚労省	介護	135,000人	介護技能評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上) (上記に加えて)介護日本語評価試験	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外 [1業務区分]	直接
	ビルクリーニング	37,000人	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験		・建築物内部の清掃 [1業務区分]	直接
経産省	工業製品製造業	173,300人	製造分野特定技能1号評価試験		・機械金属加工 ・電気電子機器組立て ・金属表面処理 ・紙器・段ボール箱製造 ・コンクリート製品製造 ・RPF製造 ・陶磁器製品製造 ・印刷・製本 ・紡織製品製造 ・縫製 [10業務区分]	直接
国交省	建設	80,000人	建設分野特定技能1号評価試験等		・土木 ・建築 ・ライフライン・設備 [3業務区分]	直接
	造船・船用工業	36,000人	造船・船用工業分野特定技能1号試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	・造船 ・船用機械 ・船用電気電子機器 [3業務区分]	直接
	自動車整備	10,000人	自動車整備分野特定技能1号評価試験等		・自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する基礎的な業務 [1業務区分]	直接
	航空	4,400人	航空分野特定技能1号評価試験		・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等) [2業務区分]	直接
	宿泊	23,000人	宿泊分野特定技能1号評価試験		・宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供 [1業務区分]	直接
	自動車運送業	24,500人	自動車運送業分野特定技能1号評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上) ※「従事する業務」のうち、青字については日本語能力試験(N3以上)	・トラック運転者 ・タクシー運転者 ・バス運転者 [3業務区分]	直接
	鉄道	3,800人	鉄道分野特定技能1号評価試験等		・軌道整備 ・電気設備整備 ・車両整備 ・車両製造 ・運輸係員(駅係員、車掌、運転士) [5業務区分]	直接
農水省	農業	78,000人	1号農業技能測定試験		・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等) [2業務区分]	直接 派遣
	漁業	17,000人	1号漁業技能測定試験		・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫(種)・処理、安全衛生の確保等) [2業務区分]	直接 派遣
	飲食品製造業	139,000人	飲食品製造業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	・飲食品製造業全般(飲食品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生の確保) [1業務区分]	直接
	外食業	53,000人	外食業特定技能1号技能測定試験		・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理) [1業務区分]	直接
	林業	1,000人	林業技能測定試験		・林業(育林、素材生産等) [1業務区分]	直接
	木材産業	5,000人	木材産業特定技能1号測定試験		・製材業、合板製造業等に係る木材の加工等 [1業務区分]	直接

特定技能制度の対象分野の追加①（令和6年3月29日閣議決定）

対象分野追加の必要性

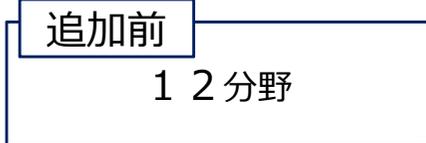
○「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）（抜粋）

生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお人材の確保が困難な状況にある産業について、在留資格「特定技能1号」や「特定技能2号」の対象分野の追加について2023年度中に検討し、結論を得次第速やかに措置を講ずる。

○業種を所管する省庁からの要望

現行の特定産業分野以外の業種でも人材確保が困難であるとして、業種を所管する省庁から特定技能の対象分野への追加の要望あり

対象分野追加の概要



新規で4分野追加。既存の3分野に新たな業務等を追加。

- : 新規分野
- : 新たな業務等を追加した既存分野
- : その他既存の分野

介護分野	ビルクリーニング分野	建設分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野
農業分野	漁業分野	外食業分野	工業製品製造業分野 ※1	造船・舶用工業分野 ※2	飲食料品製造業分野 ※3
自動車運送業分野 ※4	鉄道分野 ※4	林業分野 ※4	木材産業分野 ※4		

※1 分野名を「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野」から「工業製品製造業」に変更、業種を追加。新規追加業種では1号特定技能外国人のみ受入れ可能。
 ※2 区分を整理し、造船・舶用工業に必要な各種作業を新区分に追加。新区分でも2号特定技能外国人が受入れ可能。
 ※3 食料品スーパーマーケットにおける惣菜等の製造も可能とした。新たな業務においても2号特定技能外国人が受入れ可能。
 ※4 新規分野については、1号特定技能外国人のみ受入れ可能。

※育成就労制度の導入に併せた分野追加等は別途検討予定

特定技能制度の対象分野の追加②（令和6年3月29日閣議決定）

新規分野の業務内容等の詳細

- 今回追加した新規分野は**特定技能1号**のみ受入れ可能。
- 新規分野等においても、特定技能1号には「相当程度の知識又は経験を必要とする技能」及び「ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することを基本としつつ、特定産業分野ごとに業務上必要な日本語能力水準」が求められ、技能水準及び日本語能力に係る各種試験を課す。

	分野名	業務内容等	技能試験	日本語試験	新たに関連させる技能実習の職種等	分野独自の要件
国土交通省	自動車運送業	バス運転者、タクシー運転者、トラック運転者（3業務区分）	自動車運送業分野特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験（N4以上）（「業務内容等」のうち、 青字 についてはN3以上）	—	※1
	鉄道	運輸係員（運転士、車掌、駅係員）、軌道整備、電気設備整備、車両製造、車両整備（5業務区分）	鉄道分野特定技能1号評価試験		軌道整備：鉄道施設保守整備 車両製造：機械加工等8職種19作業 車両整備：鉄道車両整備	—
農林水産省	林業	育林、素材生産、林業種苗育成等（1業務区分）	林業技能測定試験		厚生労働省及び関係省庁において技能実習制度の職種への追加を検討中。	※2
	木材産業	製材業、合板製造業などに係る木材の加工工程及びその附帯作業等（1業務区分）	木材産業特定技能1号測定試験		木材加工	

※1 日本の運転免許の取得等（バス運転者及びタクシー運転者については、外免切替及び第2種免許の取得並びに法令で定める新任運転者研修を修了したこと、トラック運転者については外免切替）が要件。日本国内で運転免許を取得するための手続等に要する期間においては、運転免許が必要な業務に従事できないため、在留資格「特定活動」（バス運転者及びタクシー運転者については1年・更新不可、トラック運転者については6月・更新不可）で在留を認める。
特定技能所属機関の要件として、運転者職場環境良好度認証制度に基づく認証を取得したこと等を求める。

※2 協議会において協議が調った事項に関する措置を求める（安全対策等を想定）。

特定技能制度の対象分野の追加③ (令和6年3月29日閣議決定)

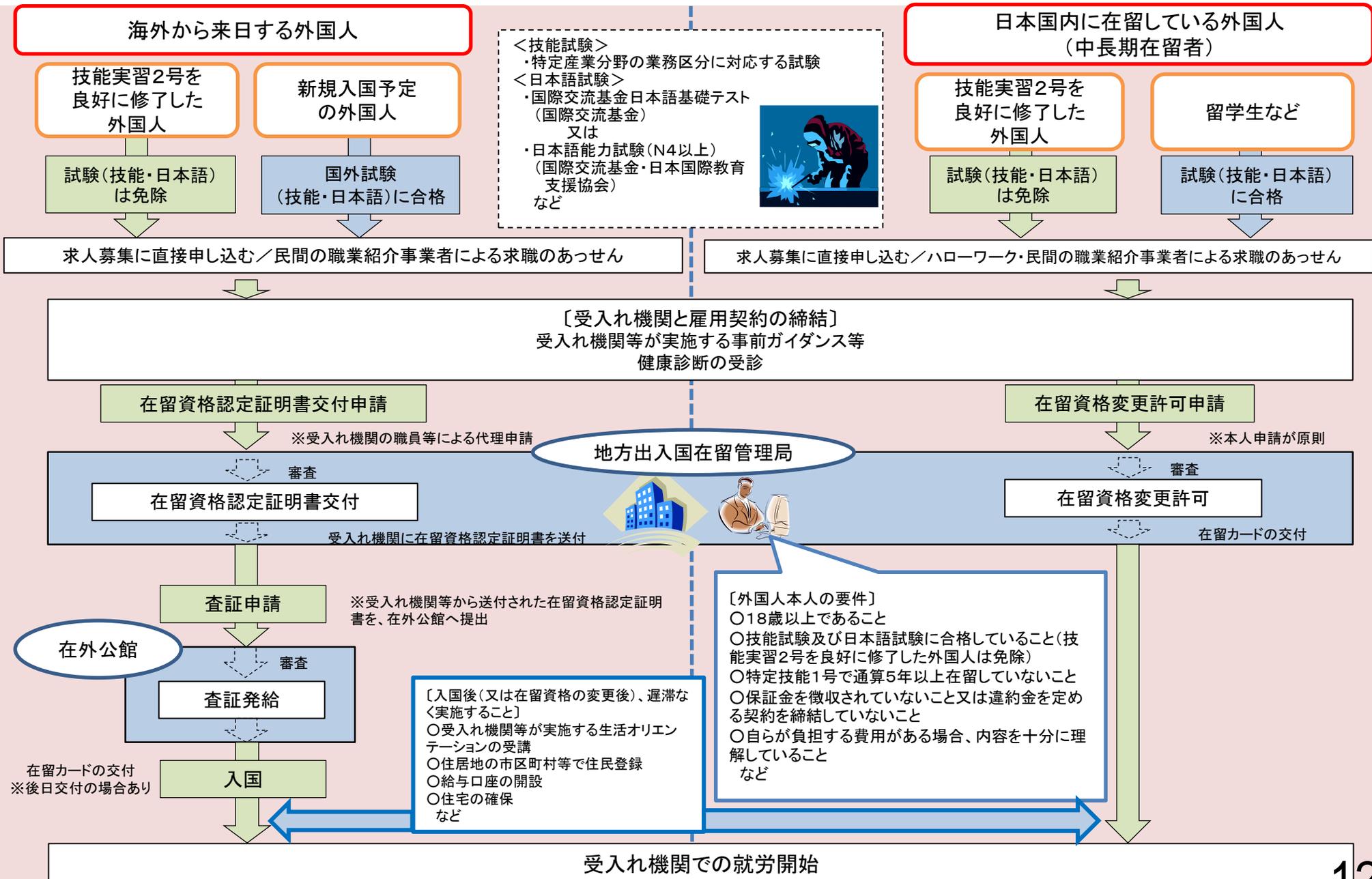
既存分野への業務等追加の詳細

	分野名	改正内容	改正後の業務区分	特定技能2号の受入れ	新たに関連させる技能実習の職種等	分野独自の要件
経済産業省	工業製品製造業	紙器・段ボール箱製造、コンクリート製品製造、陶磁器製品製造、紡織製品製造、縫製、R P F 製造、印刷・製本を新たな業務区分として追加。 既存の業務区分に鉄鋼、アルミサッシ、プラスチック製品、金属製品塗装、こん包関連の事業所を新たに含める。	<ul style="list-style-type: none"> ・機械金属加工 ・電気電子機器組立て ・金属表面処理 ・紙器・段ボール箱製造 ・コンクリート製品製造 ・陶磁器製品製造 ・紡織製品製造 ・縫製 ・R P F 製造 ・印刷・製本 〔10業務区分〕	新規追加業種は特定技能1号のみ受入れ可。	繊維・衣服関係等 (21職種38作業)	※
国土交通省	造船・舶用工業	業務区分を3区分に再編するとともに、作業範囲を拡大し、造船・舶用工業に係る必要となる各種作業を新たな業務区分に追加。	<ul style="list-style-type: none"> ・造船 ・舶用機械 ・舶用電気電子機器 〔3業務区分〕	新たな業務区分でも2号特定技能外国人が業務に従事可能。	とび、配管等 (8職種11作業)	-
農林水産省	飲食料品製造業	特定技能外国人の受入れが認められる事業所を追加し、食料品スーパーマーケット及び総合スーパーマーケットの食料品部門における惣菜等の製造も可能とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く）の製造・加工、安全衛生） 〔1業務区分〕 * 業務区分の変更なし	新たな業務においても、2号特定技能外国人が業務に従事可能。	* 新たに関連させるものではないものの、そう菜製造業等が関連する。	-

※協議会入会要件等として以下の内容を定める。

- ・ 繊維工業（紡織製品製造区分及び縫製区分）については、①国際的な人権基準を遵守し事業を行っていること、②勤怠管理を電子化していること、③パートナーシップ構築宣言を実施していること、④特定技能外国人の給与を月給制とすること。
- ・ 印刷・同関連業（印刷・製本区分）については、全日本印刷工業組合連合会、全国グラビア協同組合連合会、全日本製本工業組合連合会のいずれかに所属していること。
- ・ こん包業での受入れについては、日本梱包工業組合連合会に所属していること。

制度概要③就労開始までの流れ



＜技能試験＞
 ・特定産業分野の業務区分に対応する試験
 ＜日本語試験＞
 ・国際交流基金日本語基礎テスト (国際交流基金)
 又は
 ・日本語能力試験 (N4以上) (国際交流基金・日本国際教育支援協会) など



〔外国人本人の要件〕
 ○18歳以上であること
 ○技能試験及び日本語試験に合格していること (技能実習2号を良好に修了した外国人は免除)
 ○特定技能1号で通算5年以上在留していないこと
 ○保証金を徴収されていないこと又は違約金を定める契約を締結していないこと
 ○自らが負担する費用がある場合、内容を十分に理解していること
 など

〔入国後 (又は 在留資格の変更後)、遅滞なく実施すること〕
 ○受入れ機関等が実施する生活オリエンテーションの受講
 ○住居地の市区町村等で住民登録
 ○給与口座の開設
 ○住宅の確保 など

「特定技能」に関する二国間取決め（MOC）の概要

政府基本方針（平成30年12月25日閣議決定・令和4年4月26日一部変更）

保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者（ブローカー）等の介在防止のため、二国間取決めなどの政府間文書の作成等、必要な方策を講じる。

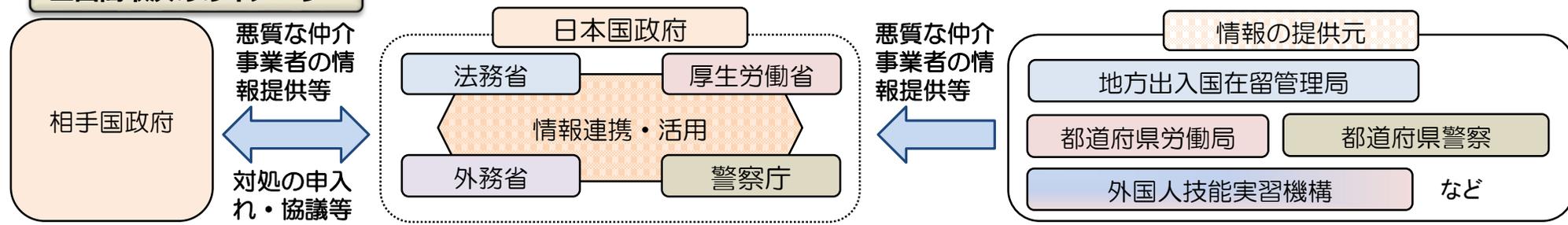
総合的対応策（令和5年度改訂）（令和5年6月9日関係閣僚会議決定）

- 外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組み：悪質な仲介事業者等の排除
「特定技能」の在留資格について、悪質な仲介事業者の排除を目的とし、情報共有の枠組みの構築を内容とする二国間取決めのための政府間文書を作成した国について、制度の運用状況等を踏まえ、当該国との情報連携及び協議を着実に進めるとともに、必要に応じ、政府間文書の内容の見直しを行う。また、かかる政府間文書の作成に至っていない国であって送出しが想定されるものとの間では、同様の政府間文書の作成に向けた交渉を引き続き進める。

二国間取決めのポイント

- 情報共有
特定技能外国人の円滑かつ適正な送出し・受入れの確保等のために必要又は有益な情報を速やかに共有する。この情報には、特定技能外国人に係る求人・求職に関する両国内の機関による以下の行為に関する情報を含む。
 - 保証金の徴収、違約金の定め、人権侵害行為、偽変造文書等の行使及び費用の不当な徴収等
- 問題是正のための協議
定期又は随時に協議を行い、本制度の適正な運用のために改善が必要と認められる問題の是正に努める。

二国間取決めのイメージ



署名状況（17か国）

（令和6年8月8日時点）

フィリピン（H31.3.19）、カンボジア（H31.3.25）、ネパール（H31.3.25）、ミャンマー（H31.3.28）、モンゴル（H31.4.17）、スリランカ（R1.6.19）、インドネシア（R1.6.25）、ベトナム（R1.7.1文書交換）、バングラデシュ（R1.8.27）、ウズベキスタン（R1.12.17）、パキスタン（R1.12.23）、タイ（R2.2.4）、インド（R3.1.18）、マレーシア（R4.5.26）、ラオス（R4.7.28）、キルギス（R5.7.6）、タジキスタン（R6.8.8）

ポイント

- 受入れ機関は、1号特定技能外国人に対して「特定技能1号」の活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の実施に関する計画（1号特定技能外国人支援計画。以下「支援計画」という。）を作成し、当該計画に基づき支援を行わなければならない。

※特定技能2号については、支援義務がない。

■ 支援計画の作成

- ・受入れ機関は、在留諸申請(※)に当たり、支援計画を作成し、当該申請の際にその他申請書類と併せて提出しなければならない。

※ 特定技能1号に関する在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請等

■ 支援計画の主な記載事項

- ・職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援として必要であるとして省令で定められた10項目（15ページ参照）の実施内容・方法等
- ・支援責任者及び支援担当者の氏名及び役職等
- ・支援の実施を契約により他の者に委託する場合の当該他の者の氏名及び住所等
- ・登録支援機関（登録支援機関に委託する場合のみ）

■ 支援計画実施の登録支援機関への委託

- ・受入れ機関は、支援計画の全部又は一部の実施を他の者に委託することができる（支援委託契約を締結）。
- ・受入れ機関が支援計画の全部の実施を登録支援機関（16ページ参照）に委託する場合には、外国人を支援する体制があるものとみなされる。
- ・登録支援機関は、委託を受けた支援業務の実施を更に委託することはできない。（支援業務の履行を補助する範囲で通訳人などを活用することは可能）

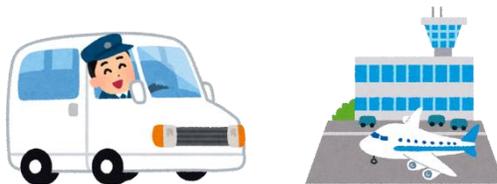
①事前ガイダンス

・在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



②出入国する際の送迎

・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



③住居確保・生活に必要な契約支援

・連帯保証人になる・社宅を提供する等
・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



④生活オリエンテーション

・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



⑤公的手続等への同行

・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



⑥日本語学習の機会の提供

・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



⑦相談・苦情への対応

・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



⑧日本人との交流促進

・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



⑨転職支援(人員整理等の場合)

・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



⑩定期的な面談・行政機関への通報

・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報



受入れ機関について

1 受入れ機関が外国人を受け入れるための基準

- ① 外国人と結ぶ雇用契約が適切（例：報酬額が日本人と同等以上）
- ② 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ③ 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
- ④ 外国人を支援する計画が適切（例：生活オリエンテーション等を含む）

2 受入れ機関の義務

- ① 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行（例：報酬を適切に支払う）
- ② 外国人への支援を適切に実施
 → 支援については、登録支援機関に委託も可。
 全部委託すれば1③も満たす。
- ③ 出入国在留管理庁への各種届出

(注) ①～③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けることがある。

登録支援機関について

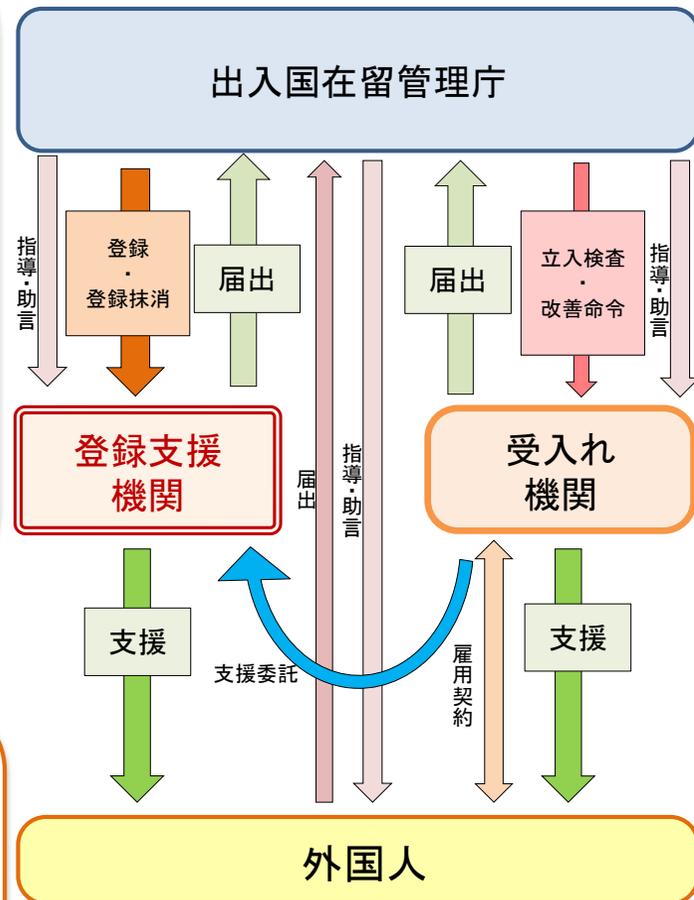
1 登録を受けるための基準

- ① 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ② 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）

2 登録支援機関の義務

- ① 外国人への支援を適切に実施
- ② 出入国在留管理庁への各種届出

(注) ①②を怠ると登録を取り消されることがある。



登録支援機関になろうとする個人又は団体

④登録後

登録支援機関

①登録申請

※持参又は郵送

③登録通知

※登録簿に登録

地方出入国在留管理局

②登録の要件確認

届出
(支援実施状況、
変更事項等)

・指導・助言
・報告又は資料の
提出要求
・登録の取消し

支援委託契約
(支援計画の全部の実施を
委託)

支援計画の全部の実施

受入れ機関

雇用
契約

1号特定技能
外国人

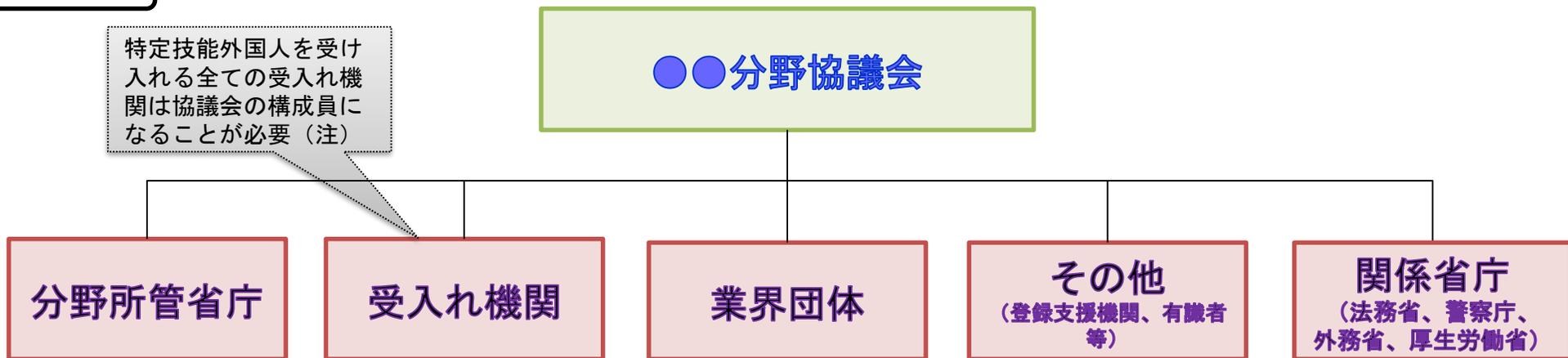
登録支援機関とは

- 登録支援機関は、受入れ機関との支援委託契約により、支援計画に基づく支援の全部の実施を行う。
- 登録支援機関になるためには、出入国在留管理庁長官の登録を受ける必要がある。
- 登録を受けた機関は、登録支援機関登録簿に登録され、出入国在留管理庁ホームページに掲載される。
- 登録の期間は5年間であり、更新が可能である。
- 登録には申請手数料が必要である。(新規登録2万8,400円、登録更新1万1,100円)
- 登録支援機関は、出入国在留管理庁長官に対し、定期又は随時の各種届出を行う必要がある。

ポイント

- 制度の適切な運用を図るため、特定産業分野ごとに分野所管省庁が協議会を設置する。
- 協議会においては、構成員の連携の緊密化を図り、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度や情報の周知、法令遵守の啓発のほか、地域ごとの人手不足の状況を把握し、必要な対応等を行う。

イメージ



活動内容

- 特定技能外国人の受入りに係る制度の趣旨や優良事例の周知
- 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
- 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
- 地域別の人手不足の状況の把握・分析
- 人手不足状況、受入れ状況等を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（特定地域への過度な集中が認められる場合の構成員に対する必要な要請等を含む）
- 受入れの円滑かつ適正な実施のために必要なその他の情報・課題等の共有・協議等 等

（注）建設分野においては、受入れ機関は建設業者団体が共同で設置する法人に所属することが求められ、当該法人が協議会構成員となる。

ポイント

- 受入れ機関及び登録支援機関は、出入国在留管理庁長官に対し、各種届出を随時又は定期に行わなければならない。
- 受入れ機関による届出の不履行や虚偽の届出については罰則の対象とされている。

■ 受入れ機関の届出 ※違反の場合、指導や罰則の対象

【随時の届出】

- ・特定技能雇用契約の変更、終了、新たな契約の締結に関する届出
- ・支援計画の変更に関する届出
- ・登録支援機関との支援委託契約の締結、変更、終了に関する届出
- ・特定技能外国人の受入れ困難時の届出
- ・出入国又は労働関係法令に関する不正行為等を知ったときの届出

【定期の届出】

- ・特定技能外国人の受入れ状況に関する届出（例：特定技能外国人の受入れ総数、氏名等の情報、活動日数、場所、業務内容等）
- ・支援計画の実施状況に関する届出（例：相談内容及び対応結果等）※支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託した場合を除く
- ・特定技能外国人の活動状況に関する届出（例：報酬の支払状況、離職者数、行方不明者数、受入れに要した費用の額等）

■ 登録支援機関の届出 ※違反の場合、指導や登録の取消しの対象

【随時の届出】

- ・登録の申請事項の変更の届出
- ・支援業務の休廃止の届出

【定期の届出】

- ・支援業務の実施状況等に関する届出（例：特定技能外国人の氏名等、受入れ機関の名称等、特定技能外国人からの相談内容及び対応状況等）

【定期届出】※受入れ機関、登録支援機関ともに

○四半期ごとに翌四半期の初日から14日以内に届出

①第1四半期：1月1日から3月31日まで

②第2四半期：4月1日から6月30日まで

③第3四半期：7月1日から9月30日まで

④第4四半期：10月1日から12月31日まで

特定技能外国人を雇用・支援するときは、「届出」が義務付けられています。

定期届出

特定技能外国人の
・受入れ・活動状況
・支援実施状況
を年4回、定期的に入管局にお知らせいただく届出です。

提出期間

第1四半期：

4月1日～4月15日

第2四半期：

7月1日～7月15日

第3四半期：

10月1日～10月15日

第4四半期：

1月1日～1月15日

それぞれの四半期に対応する対象期間

第1四半期：1月1日～3月31日

第2四半期：4月1日～6月30日

第3四半期：7月1日～9月30日

第4四半期：10月1日～12月31日

この時期の受入れ・活動状況、支援状況
を入管に提出してください。

詳しくは右側をご覧ください。

随時届出

特定技能外国人の

- ・雇用条件が変わった
- ・退職した(雇用契約の終了)
- ・新たな雇用契約を結んだ
- ・雇用を続けることが困難な事由が生じた
- ・支援計画が変わった
- ・支援の委託先が変わったなど

登録支援機関の

- ・登録事項が変わった
- ・登録支援機関としての活動をやめた(休止・廃止した)
- ・登録支援機関としての活動を再開した

ときにその内容を入管局にお知らせいただく届出です。

事由が発生したときから、**14日以内**
に提出してください。

詳しくはP21の左側をご覧ください。

定期届出

○受入れ・活動状況に係る届出

特定技能外国人の受入れ状況・報酬の支払状況などを入管局にお知らせいただく届出です。

特定技能所属機関が提出する届出

○支援実施状況に係る届出

特定技能外国人の支援状況などを入管局へお知らせいただく届出です。

支援の実施を
自社支援している
(一部委託を含む)

特定技能所属機関
が提出する届出

支援の実施を
登録支援機関に
全部委託している

登録支援機関
が提出する届出

届出書の参考様式、具体的な記載方法、提出資料一覧などは、入管庁ホームページに掲載しています。

https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri10_00002.html



随時届出

特定技能所属機関が提出する随時届出

特定技能外国人に関する随時届出については、**特定技能所属機関**から入管局に提出していただく届出です。



支援計画を変更した際の届出については、支援を登録支援機関に全部委託している場合でも、**特定技能所属機関**から提出していただく必要があります。



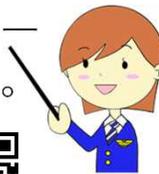
雇用契約を終了していなくても、特定技能外国人を受け入れることが困難な事由が生じたときには、入管局に届出をしていただく必要があります（受入れ困難に係る届出書）。

登録支援機関が提出する随時届出

- ・登録支援機関登録簿に掲載された内容に変更が生じた
- ・登録支援機関としての活動を休止・廃止した
- ・（休止後に）登録支援機関としての活動を再開したときに登録支援機関の方は入管局に届出をしてください。

届出書の参考様式、具体的な記載方法、提出資料一覧などは、入管庁ホームページに掲載しています。

https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri10_00002.html



提出先（郵便・持参）

郵便・持参の際の届出の提出先は、特定技能所属機関の住所を管轄する地方入管局・支局となります。



法人の場合は、登記上の本店所在地を管轄する入管局が提出先となりますのでご注意ください。

インターネットから提出

これらの届出は、インターネットから提出することもできます。



インターネットで提出する場合は、事前に利用者登録が必要です。

詳しくは、出入国在留管理庁電子届出ポータルサイトをご覧ください。

https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/i-ens_index.html



届出が適正に履行されていない場合

注意!

○特定技能所属機関が引き続き特定技能外国人を受け入れることができなくなります。

○登録支援機関の登録が取り消されます。



令和6年6月21日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。

それにより、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を抜本的に見直し、我が国の人手不足分野における**人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設**されます（育成就労制度は令和6年6月21日から起算して3年以内の政令で定める日に施行されます。）。

育成就労制度の 目的

「**育成就労産業分野**（育成就労制度の受入れ分野）」（※）において、我が国での3年間の就労を通じて**特定技能1号水準の技能を有する人材を育成**するとともに、当該分野における**人材を確保**すること。

（※）特定産業分野（特定技能制度の受入れ分野）のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの

基本方針・ 分野別運用方針

育成就労制度の**基本方針**及び育成就労産業分野ごとの**分野別運用方針**を策定する（策定に当たっては、有識者や労使団体の会議体から意見を聴取）。

分野別運用方針において、生産性向上及び国内人材確保を行ってもなお不足する人数に基づき**分野ごとの受入れ見込数を設定**し、これを**受入れの上限数として運用**する。

育成就労計画の 認定制度

育成就労外国人ごとに作成する「**育成就労計画**」を認定制とする（育成就労計画には育成就労の期間（3年以内）、育成就労の目標（業務、技能、日本語能力等）、内容等が記載され、**外国人育成就労機構による認定**を受ける）。

監理支援機関の 許可制度

（育成就労外国人と育成就労実施者の間の雇用関係の成立のあっせんや）育成就労が適正に実施されているかどうか監理を行うなどの役割を担う**監理支援機関を許可制とする**（許可基準は厳格化。技能実習制度の監理団体も監理支援機関の許可を受けなければ監理支援事業を行うことはできない。）。

適正な送出しや 受入環境整備の 取組

- ・送出国と二国間取決め（MOC）の作成や送出機関に支払う手数料が不当に高額にならない仕組みの導入など、送出しの適正性を確保する。
- ・育成就労外国人の**本人意向による転籍を一定要件の下で認める**ことなどにより、労働者としての権利保護を適切に図る。
- ・**地域協議会**を組織することなどにより、地域の受入環境整備を促進する。

技能レベル

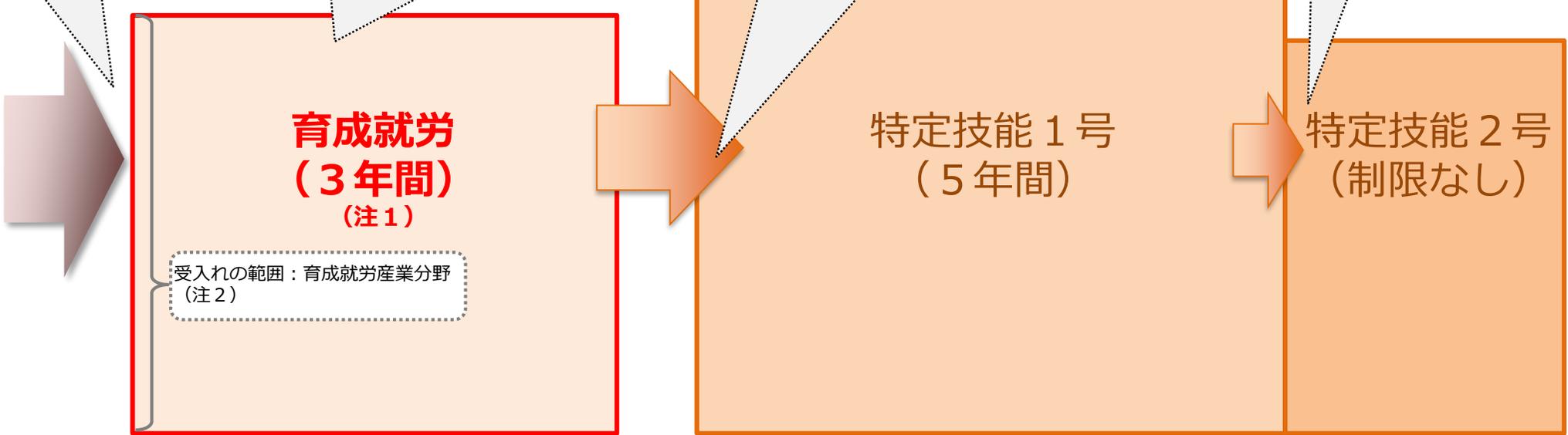
高

- (就労開始までに)
- **日本語能力A1相当以上の試験**
(日本語能力試験(JLPT)のN5等) **合格**
or
 - それに相当する**日本語講習の受講**

- **技能検定基礎級等**
+
 - **日本語試験** (A1相当以上の水準から特定技能1号移行時に必要となる日本語能力の水準までの範囲内で各分野ごとに設定)
- ⇒これらの試験への合格が**本人意向の転籍の条件**

- **技能検定試験3級や特定技能1号評価試験**
+
 - **日本語能力A2相当以上の試験**(JLPT のN4等)
- ※ 育成就労を経ずに外国で試験を受験して特定技能1号で入国することも可。

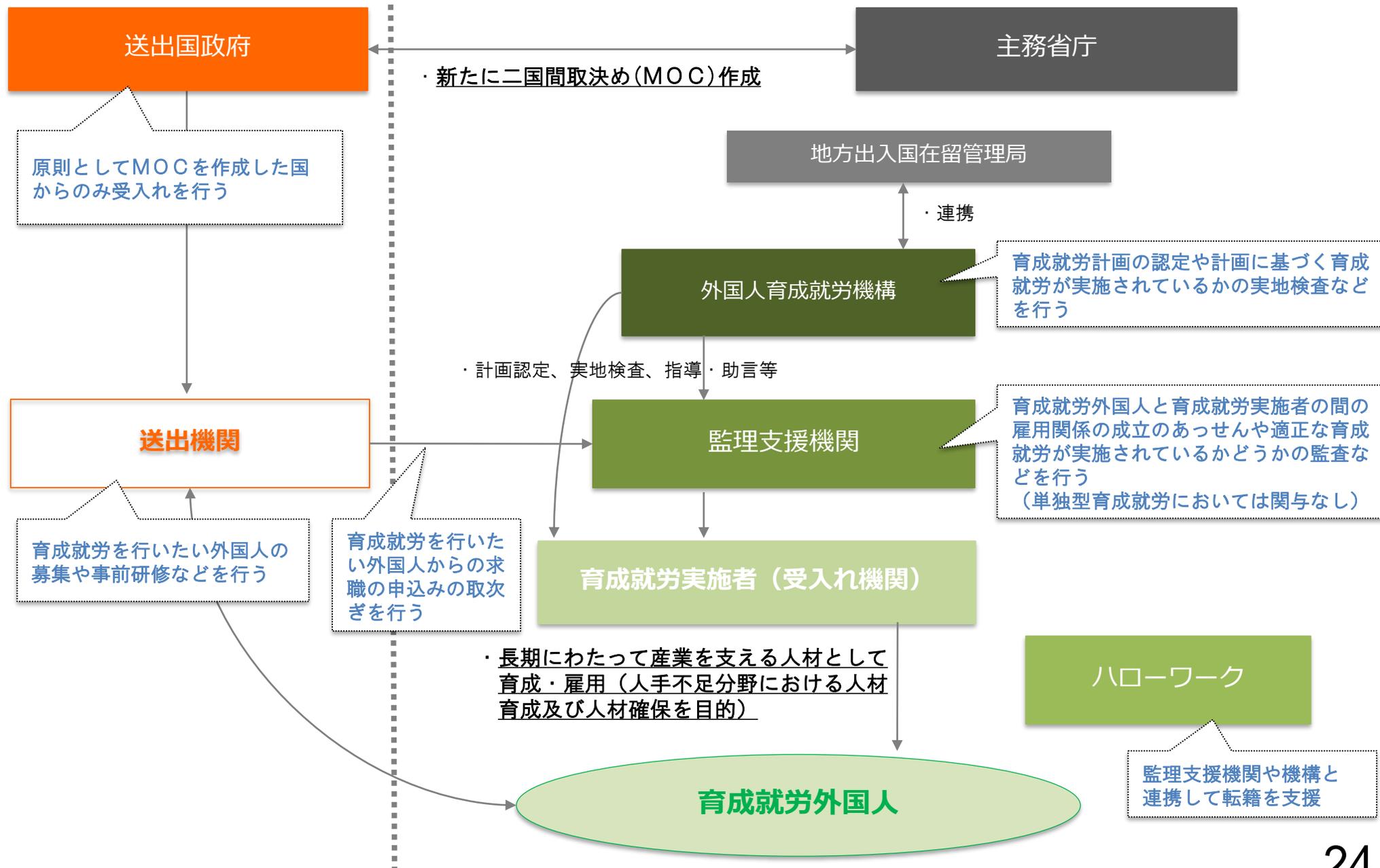
- **特定技能2号評価試験**
+
- **日本語能力B1相当以上の試験** (JLPT のN3等)



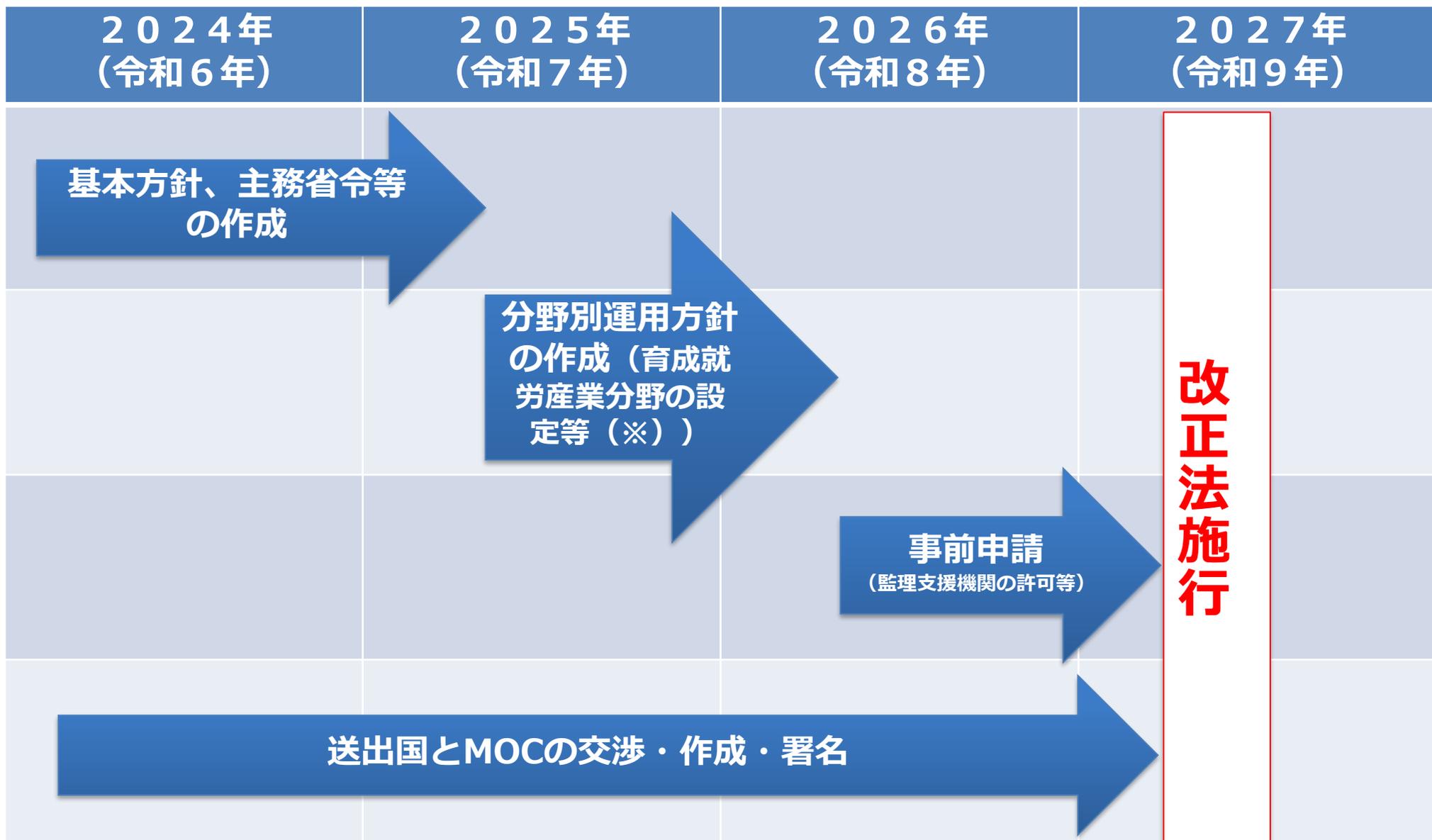
(注1) 特定技能1号の試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。

(注2) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定技能制度と原則一致させるが、特定技能の受入れ対象分野でありつつも、国内での育成になじまない分野については、育成就労の対象外。

育成就労制度の関係機関のイメージ



施行までのスケジュール（予定）



※ 育成就労産業分野・特定産業分野の設定は、必要に応じて、改正法施行までの間にも行う。

下記①又は②に該当する場合、**施行日後にも技能実習を行うことが可能**であり、要件を満たせば、**次の段階の技能実習までは引き続き行うことができます**（注1）。また、この場合には、**技能実習制度のルールが適用され、技能実習から育成就労に移行することはできません**。

（注1）施行日時点で技能実習1号で在留する方は技能実習計画の認定を受けた上で技能実習2号への移行ができますが、施行日時点で技能実習2号で在留する方の技能実習3号への移行については、一定の範囲のものに限られます。

施行日（令和9年予定）



①施行日前に入国し、施行日時点で現に技能実習を行っている場合は、引き続き技能実習を行うことができます。



②施行日前に技能実習計画（注2）の認定の申請をしている場合は、施行日以後に技能実習生として入国できる場合があります。

（注2）施行日から3か月以内に開始することを内容とする技能実習計画に限ります。また、技能実習計画は、施行日以後に認定される場合があります。



施行日前に既に技能実習を終えて出国している場合は、技能実習生として再度入国することはできません（注3）。

（注3）技能実習を行っていた期間や職種によっては、育成就労外国人として再度入国することができる場合があります。

1 入国手続や在留手続等に関するお問い合わせ

●外国人入留総合インフォメーションセンター

TEL 0570-013904
<https://www.moj.go.jp/isa/consultation/center/index.html>



●地方出入国在留管理局
<https://www.moj.go.jp/isa/about/region/index.html>



2 技能実習制度に関するお問い合わせ

●外国人技能実習機構コールセンター

TEL 03-3453-8000

※申請に対する進捗確認などの個別事案や様式の具体的な記載に係る相談など解釈が必要となるお問い合わせについては、内容に応じて、本部又は地方事務所(支所)の各窓口にご連絡ください。

<https://www.otit.go.jp/contact/>



3 在留手続、労働関係法令、就職支援、人権相談等に関するお問い合わせ

●外国人入留支援センター(FRESC/フレスク)

TEL 0570-011000
<https://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc01.html>



※外国人入留支援センターには、外国人の在留支援に関連する4省庁8機関(東京出入国在留管理局、東京法務局人権擁護部、法テラス等)がワンフロアに入居し、入居機関が連携しながら、外国人からの相談対応、外国人を雇用したい企業の支援、外国人支援に取り組む地方公共団体の支援などの取組を行っています。

●地域の相談窓口一覧

<https://www.moj.go.jp/isa/content/930004512.pdf>



●ワンストップ型相談センター

外国人総合相談支援センター(東京)

TEL 03-3202-5535

外国人総合相談センター(埼玉)

TEL 048-833-3296

多文化共生総合相談ワンストップセンター(浜松)

TEL 053-458-1510

<https://www.moj.go.jp/isa/consultation/center/index.html>



参考資料

生活・就労ガイドブック
 ~日本で生活する外国人の皆さんへ~

https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/guidebook_all.html



外国人生活支援ポータルサイト

<https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>



在留支援のための
 やさしい日本語ガイドライン

https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/plainjapanese_guideline.html



不法就労防止に係る取組

出入国在留管理庁では、安全・安心な社会の実現のために、摘発の強化や安全かつ確実な強制送還の実施、不法就労防止及び出国命令制度の更なる周知に関する広報活動などに努めています。なお、令和5年の地方出入国在留管理官署における摘発箇所数は、1344件(速報値)でした。

※不法就労者を発見した場合や雇用しようとする外国人が不法滞在者であることが判明した場合には地方出入国在留管理局に連絡したり出頭を促すなどしてください。

外国人の適正な雇用にご協力ください

日本人と外国人が互いを尊重し、安全・安心に暮らせる共生社会を実現するためには、

- 外国人の人権に配慮しながら、ルールにのっとって外国人を受け入れ、適切な支援等を行っていくこと
- ルールに違反する者に対しては厳正に対応していくこと



が重要です。

不法就労防止にご協力ください

不法就労とは? 不法就労となるのは、次の3つの場合です。

- 1 不法滞在者や被退去強制者が働くケース
 (例)・密入国した人や在留期限の切れた人が働く
 ・退去強制されることが既に決まっている人が働く
- 2 就労できる在留資格を有していない外国人で出入国在留管理庁から働く許可を受けていないのに働くケース
 (例)・観光等の短期滞在目的で入国した人が許可を受けずに働く
 ・留学生や難民認定申請中の人が許可を受けずに働く
- 3 外国人の方が現に有している在留資格等で認められた範囲を超えて働くケース
 (例)・外国料理のシェフや語学学校等の先生として働くことを認められた人が工場で作業者として働く
 ・留学生が許可された時間数(原則週28時間以内)を超えて働く

注意! 事業主も処罰の対象となります!!

- 不法就労させたり、不法就労をあっせんした人(不法就労助長罪)
 →3年以下の懲役・300万円以下の罰金
 ※外国人を雇用しようとする際に、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合には、処罰を免れません。
- 不法就労させたり、不法就労をあっせんした外国人事業主
 →退去強制の対象
- 外国人の雇用又は離職について、ハローワークへの届出をしなかったり、虚偽の届出をした人
 →30万円以下の罰金



在留カードの記載事項を確認してください。

在留カードは、企業等への勤務や日本人との婚姻などで、入管法上の在留資格をもって適法に我が国に中長期間滞在する外国人の方が所持するカードです。旅行者のように一時的に滞在する方や不法滞在者には交付されません。特別永住者の方を除き、在留カードを所持していない場合は、原則として就労できません。その例外を含めて、在留カードの見方については、次のページをご参照ください。

在留カードの見方



ポイント① 在留カード表面の「就労制限の有無」欄を確認してください。

「就労不可」の記載がある場合
→原則雇用はできませんが、ポイント②を確認してください。

※一部就労制限がある場合
→制限内容を確認してください。次のいずれかの記載があります。

- ①「在留資格に基づく就労活動のみ可」
- ②「指定書により指定された就労活動のみ可」(在留資格「特定活動」)
(②については法務大臣が個々に指定した活動等が記載された指定書を確認してください。また、①について、在留資格が「特定技能」の場合は、②と同様に指定書を確認してください。)

※難民認定申請中であっても、有効な在留カードを所持していない場合や在留カードに「就労不可」と表示されている場合は雇うことはできません。

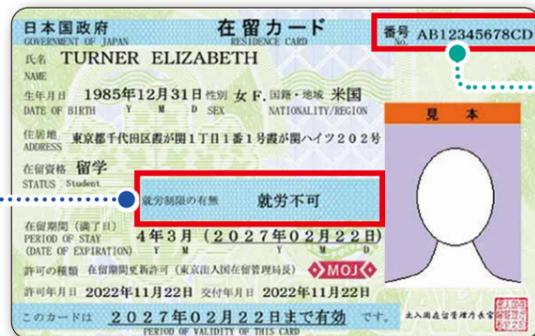
※「就労制限なし」の記載がある場合
→就労内容に制限はありません。

ポイント② 在留カード裏面の「資格外活動許可欄」を確認してください。

ポイント①で「就労不可」又は「在留資格に基づく就労活動のみ可」の方であっても、裏面の「資格外活動許可欄」に次のいずれかの記載がある方は、就労することができます。

ただし、就労時間や就労場所に制限があるので注意が必要です。

- ①「許可(原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く。)」
(複数のアルバイト先がある場合には、その合計が週28時間以内でなければなりません。)
- ②「許可(「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「技能」に該当する活動・週28時間以内)」
(地方公共団体等との雇用契約に基づく活動である必要があります。)
- ③「許可(資格外活動許可書に記載された範囲内の活動)」
(資格外活動許可書を確認してください。)



在留カード等の番号が失効していないか確認することができます。

下記のページをご活用ください。なお、確認結果は、在留カード等の有効性を証明するものではありません。昨今、**実在する在留カード等の番号を悪用した偽造在留カード等も存在するため**、確認結果にかかわらず、下記「在留カード」及び「特別永住者証明書」の見方」や「在留カード等読取アプリケーション」のほか、「動画ライブラリー」において、アプリの操作方法や在留カード等の目視による真偽の判断方法を紹介しますので、あわせてご活用ください。

偽変造が疑われる在留カード等を発見した場合には、最寄りの地方出入国在留管理局にお問い合わせください。

在留カード等番号失効情報照会ページ
<https://lapse-immi.moj.go.jp/>



「在留カード」及び「特別永住者証明書」の見方
<https://www.moj.go.jp/isa/content/930001733.pdf>



動画ライブラリー
https://www.moj.go.jp/isa/publications/publications/nyuukokukanri01_00182.html



在留カード等読取アプリケーション

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/rcc-support.html>



このアプリを使用し、読み取った情報と、券面に記載された情報を見比べることで、偽変造されていないかを簡単に確認することができます。アプリは、サポートページ(上記URL)や各アプリケーションストアから入手できます。

在留カードを所持していなくても就労できる場合がある方

- 旅券に後日在留カードを交付する旨の記載がある方
- 「3月」以下の在留期間が付与された方
- 「外交」「公用」等の在留資格が付与された方

これらの方については、旅券等で就労できるかどうかを確認してください。

※特に、「留学」「研修」「家族滞在」「文化活動」「短期滞在」の在留資格をもって在留している方については、**資格外活動許可を受けていない限り就労できません**のでご注意ください。

外国人の適正な雇用のための注意すべきポイント

外国人の適正な雇用のためには、在留カードの確認等、出入国管理関係法令等の関係法令を遵守することが必要です。また、外国人労働者との間で起こるトラブルの一因として、本国と日本の間の文化等に関するギャップ、来日前後の認識のギャップなどが挙げられます。特に注意すべきポイントは以下のとおりです。

雇用契約期間、労働時間、業務内容、給料の仕組みや控除の理由などをあらかじめ丁寧に説明してください。

給料の支払いの仕組みが日本と違っていたり、控除の制度がなかったりする国もあります。具体的な控除の額や手取りの額を示すなど、具体的な金額について、本人が理解できる方法で説明するよう心がけてください。また、雇用条件等については、労働関係法令に違反することがないように注意してください。

パワハラ・セクハラなどの不適正な行為が行われないようにしてください。

業務上の必要な指導等であったとしても、暴言や脅迫(例:指示に従わなければ解雇する旨の発言等)、暴行(例:殴打、足蹴りを行う、工具で叩く等)といった行為は許されません。



異文化への理解を深め、お互いを尊重することで誤解が生じないようにしてください。

業務上の指導やアドバイスであったとしても、文化等の違いから、相手を嫌な気持ちにさせてしまうことがあることに注意が必要です(円滑なコミュニケーションのために、翻訳機や通訳機を活用することも有効です。)

外国人を雇用した時の届出

● 事業主の方からハローワークへの届出

外国人(「特別永住者」、在留資格「外交」及び「公用」は除く。)を雇用する事業主の方は労働施策総合推進法に基づく外国人雇用状況の届出が義務づけられています。**外国人を雇用した場合や外国人が離職した場合、ハローワークへ届出をしてください(この届出を怠ると罰則適用の対象となります。)**

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/todokede/index.html



● 外国人本人から出入国在留管理庁への届出

外国人本人には、在留資格に応じ、入管法に基づく所属機関に関する届出が義務づけられています。新たに雇用等の契約を締結した場合や別の所属機関に移籍した場合などには、同届出の必要性について、ご本人に案内いただくようお願いします。

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001342898.pdf>



仮放免許可は在留資格ではありません。

仮放免は、入管法に基づく退去強制手続を受けている外国人について、病気その他やむを得ない事情がある場合に条件を付して、一時的に収容を停止し、身柄の拘束を仮に解く措置です。

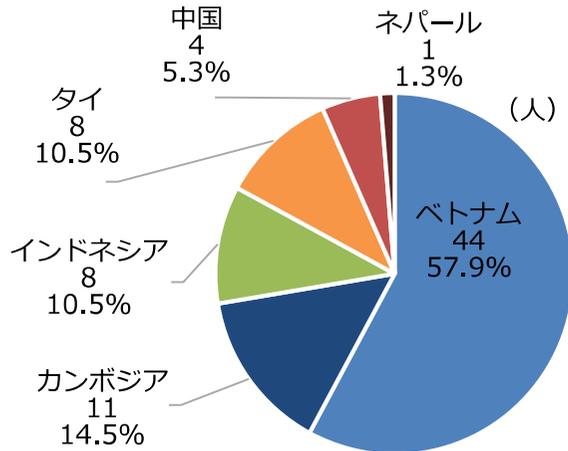
仮放免された外国人は退去強制手続中という立場であるため、原則として、仮放免許可書の裏面に「職業又は報酬を受ける活動に従事できない」との条件が付されており、就労することはできません。なお、仮放免された外国人に当該条件が付されていないときなど、就労の可否に疑義がある場合は、最寄りの地方出入国在留管理局にお問い合わせください。

※2023年6月に成立した入管法等改正法により、収容に代わる監視措置制度が創設されました。監視措置に付された退去強制手続中の外国人は、退去強制令書発付前に限り、生計の維持に必要な範囲内で、就労先を指定するなど一定の厳格な要件の下で、例外的に就労が許可されることがあります。なお、就労の可否については本人が所持している監視措置決定通知書の記載を確認してください。また、就労の可否に疑義がある場合は、最寄りの地方出入国在留管理局にお問い合わせください。

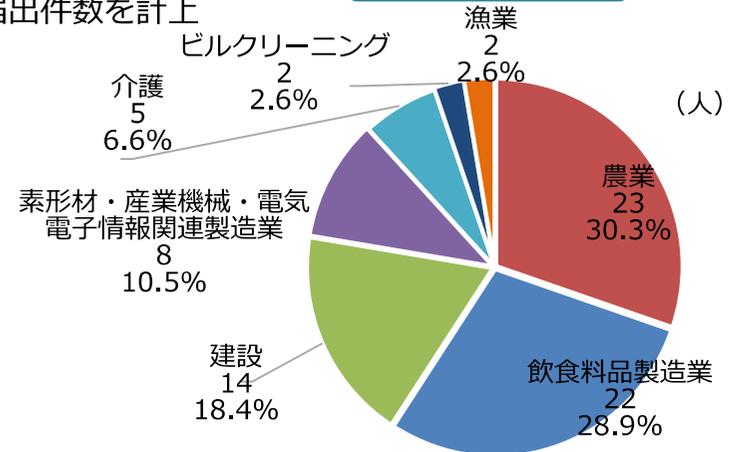
特定技能外国人の行方不明状況

- 令和3年における特定技能外国人の行方不明者数は76人であり、特定技能外国人数（注1）に占める割合は0.14%
- 国籍別では、特定技能外国人数が2番目に多い「フィリピン」の行方不明者は発生していない。
- 分野別では、特定技能在留外国人数（注2）と比較して「農業」や「建設」の行方不明者全体に占める割合が高い傾向にある。

国籍別

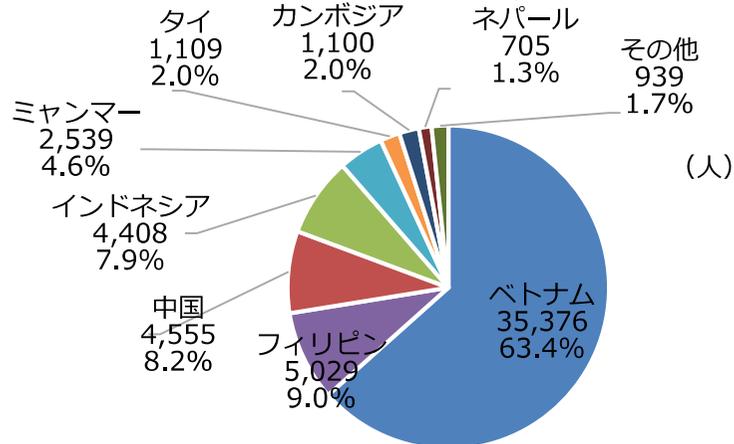


分野別（※）

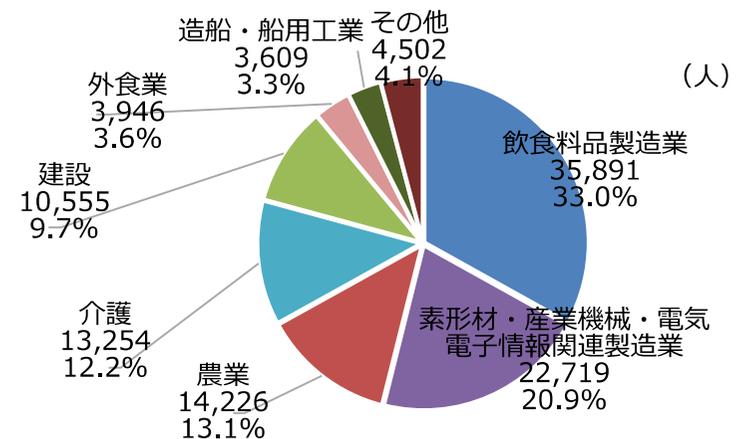


（※）令和3年の「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業」の行方不明者数は、旧分野「素形材産業」「産業機械製造業」「電気・電子情報関連産業」の合計値

（注1）特定技能在留外国人数（令和2年末）に在留資格「特定技能」の上陸許可件数及び資格変更許可件数（令和3年）を加えたもの



（注2）分野別の特定技能在留外国人数（令和4年9月末、速報値）

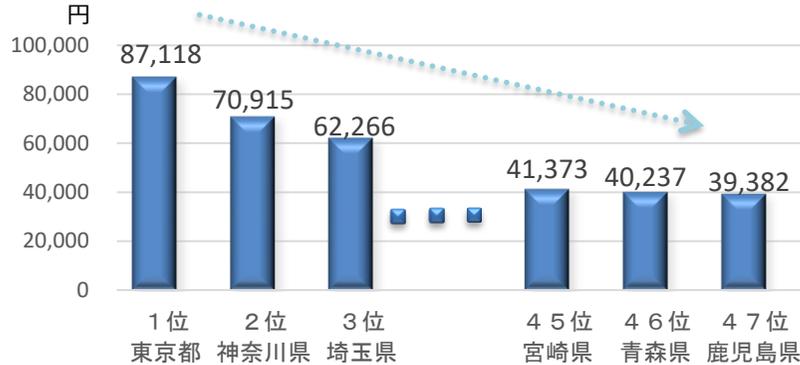


（注3）表中の構成比は、小数点第二位以下を四捨五入。

（出典）出入国在留管理庁において業務上集計したもの

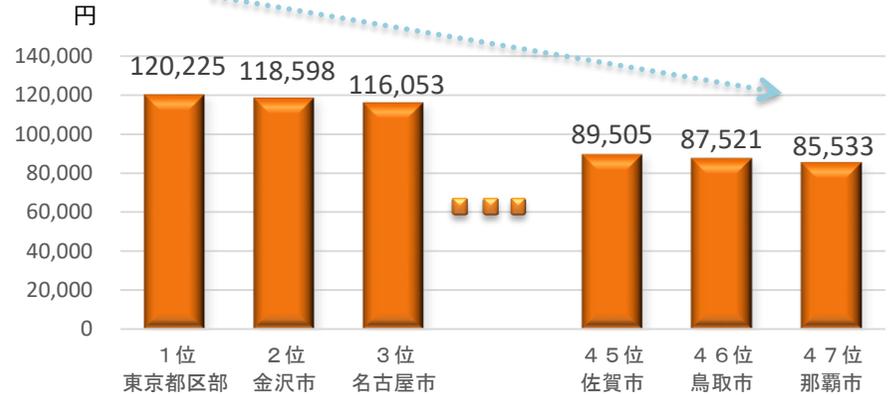
地方で就労することのメリット(生活費の水準等)

1か月当たり家賃



※総務省統計局住宅・土地統計調査(2023年)により作成

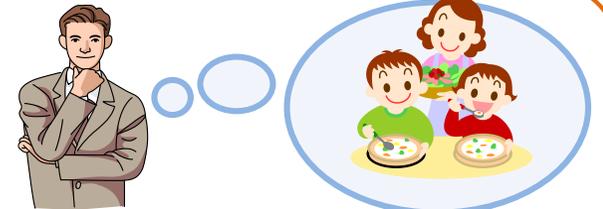
1か月当たり生活費



※総務省統計局家計調査(2023年、都道府県庁所在市別1世帯当たりの1か月の収入と支出(総世帯)により作成
※生活費は食料、光熱・水道、被服及び履物、保健医療の合計

1か月に得られる所得(手元に残る金額)

- 家賃についての全国比較
東京都(1位): 87,118円 ..①
鹿児島県(47位): 39,382円
差額: 47,736円
- 生活費についての全国比較
東京都区部(1位): 120,225円 ..②
那覇市(47位): 85,533円
差額: 34,692円



- 1か月の報酬から上記数値(家賃、生活費)を減算することにより、1か月に得られる所得(手元に残る金額)をある程度予測することが可能

例1(都市部の場合): 242,500円(注1)(1か月の報酬) - (①(家賃)+②(生活費)) = 35,157円(手元に残る金額)
 例2(地方の場合): 192,300円(注1)(1か月の報酬) - (42,670円(注2)(家賃)+87,521円(注3)(生活費)) = 62,109円(手元に残る金額)

(注1) 厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査」に基づき作成。東京都(1位)及び鳥取県(47位)における20~24歳の場合の所定内給与額。

(注2) 鳥取県(37位)における1か月当たり家賃。(注3) 鳥取県(46位)における1か月当たり生活費。

- 地方は、都市部に比べ家賃・生活費が少ないため、賃金面でも就労するメリットがある。